

漁村社会の社会学的研究(II) : 静岡県沼津市多比部落における事例調査

キタガワ, タカヨシ / 北川, 隆吉 / KITAGAWA, Takayoshi

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Society and labour / 社会労働研究

(巻 / Volume)

13

(開始ページ / Start Page)

190

(終了ページ / End Page)

231

(発行年 / Year)

1960-12-15

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00017533>

漁村社会の社会学的研究 (II)

——静岡県沼津市多比部落における事例調査——

北川隆吉

はじめに

第一章 概観 (承前)

第二章 生産構造 (承前)

第三章 社会構造 (承前)

第四章 政治構造と政治過程 (以下本号)

第五章 住民の社会意識

第六章 結びにかえて

——漁業及び漁村の問題点——

第四章 政治構造と政治過程

多比は昭和十九年、口野・獅子浜・江浦・馬込・志下の五区と共に沼津市に合併、その行政村となった。自治機

第18表 歴代区長

就任日	S 18~19	20~21	22~23	
氏名	山田安吉郎	綾部久平	森川長七 (先代を襲名)	
職業	農	水加	水加	
就任期間	24~25	26~27	28	
氏名	山田津三	//	森川栄太郎	
職業	農	//	水加	
就任期間	29~30	31~32	33~34	35~
氏名	野村謙一	川口千代太郎	増田長七	野村謙一
職業	水加	水加	水加	水加

関としての区役委員会は任期二年で、正副区長・会計・組長に依って構成されている。第十八表は合併後の歴代区長、第十九表は昭和三十三年度組長である。多比の堪山会メンバーで、同時に現在区の役職を持廻りしている人物としては山田米次郎(漁業会理事・副区長歴任漁東比組津元)森川浜吉(薬局、会計、静浦青年団副会長歴任)川口堅作(酒屋)野村謙一(加工業、区長、会計)川口吉五郎(加工業、区長)森川俊郎(加工会計)子息正平(加工)秋山又吉(加工会計)子息誠(加工)渡辺又吉(漁協総代会代表)森川健一(加工)笹原民次郎(水加)子息薫(〃〃)渡辺清吉(漁共進津元)渡辺重吉(加工)新田勝造(石屋)町田重吉(水加・十二夜講主催)山田熊吉(漁山能組)川口千代太郎(水加、区長、会計)があげられる。

第19表 33~34年隣組長

1組	渡 辺 金 吉 (漁)
2組	渡 辺 喜 義 (〃)
3組	川 口 吉 五 郎 (水加)
4組	新 井 金 太 郎 (漁)
5組	綾 部 綾 夫 (水加)
6組	町 田 鹿 次 郎 (漁)
7組	町 田 重 太 郎 (水加)
8組	笹 原 昇 次 郎 (〃)
9組	森 川 秀 夫 (〃)
10組	渡 辺 鹿 藏 (網商)

の死去の際は当時全戸八十三戸に一戸一円ずつ贈り、区ではその資金を学童の学資金に当てたという。

次いで明治二十三年自治制が布かれて以来大正年間にわたっての区長は笹原善四郎(漁業)(現当主笹原博文)で静浦村制区議長、駿車郡会議長を務め、又何等役職にはつかなかったが政友会系の有力者でもあった。三男憲次は明治末期慶応義塾卒業後、ブラジルに渡航、日本人会長を務めたが病死、他に今川氏の落武者の子孫といわれる名家現渡辺豊太郎の先代も活躍していた様だが、現在は役職線上より消えている。これらは、すでにのべた漁業の変化と照応している。

反対に現在区長に三選している野村謙一(加工)の場合をみると野村家が、抬頭して来たのは先代の茂三郎の時代、即ち大正末期で、自力で石材採掘を行い成功、財力を築き、消防団長を歴任した。当代になってから加工業に転業、経済的背景と共に実力の持主として確固たる地位を礎いている。もう一人副区長を二期勤め、漁業協同組合理事(十年歴任)静岡県旋網漁業会副会長であり、東北組の津元である山田米次郎は先々代は山田与七の養子角兵

会計は26、27年川口千代太郎・29年野村謙一 31秋山又吉、33、34年森川浜吉である。

全戸一九八戸中加工業を営むもの二三軒
次に明治にさかのぼって役職をみると、明治の初期の区長は沼津近辺屈指の財産家であった山田与七で、維新政府の初め以来ずっと区長を歴任、死後その息子由太郎に引断がれたが、現在の当主四代目与三郎は財力的に没落し、役職からも名を消している。今より三代前の当主

衛で、先代清左エ門は山田平吉の先代と兄弟である。経済的に上層に属する様になったのは米次郎の代になってからのことで、米次郎自身若い頃は青木医院に勤務していた。(野村謙一の伯母あきは平吉の父辰吉の妻である)。

明治年間から引続いて役職に就いている者としては、明治年間区長を務めた森川長七(加工)―森川俊郎、同じく区長であった綾部仲平―久平、秋山孫七(石材、荒節業)―当主又吉―誠、綾部市左エ門(鯉節)―平太郎―綾夫、森川滝二郎を父に明治年間、区会及び村会議員水産組合理事、消防副組頭の伯父をもつ森川健一がいる。

※注(組長、堪山会メンバー参照)

多比の最有力者としては野村謙一、山田米次郎それに区民の信望を集めているものに山田準三(選挙の項で述べる)が考えられる。これらに継ぎ、次代の区長、市議と考えられる人物に隣組長、静浦青年団副会長を経て前回まで会計に就いていた薬局業の森川浜吉があげられている。父は森川七歳で安次郎、仲吉兄弟の末弟である。(健一、俊郎とは関係がない)小学校卒業後、沼津市の⊙薬局に奉公して後、中華民国に渡り結婚、薬行商を行い、事変の際現地応召して終戦で帰還し、現在の所に薬局を営業した。経済的に裕福であることと、頭がきれ、有能であることが衆目の一致するところであった。

多比の旧来の区会役員の選挙は隣組で投票し、区の各種団体役員立合の下に当選者を二名定め、候補者とする予選形式を採っていた。現在は一月上旬に公会堂に於いて、一戸一票の方式で全員で十組の組長、会計を選出する。但し、区長の場合のみ、形式は同じだが、予選を行い、上位五名を立候補者として本選挙を行う。区長・会計・消防団長は報酬が無い上に煩雑な為、なり手が無い。(しかしこれが市議会への出世コースでもある)互に同族の者が当選するのを防ぐ為に、他同族の中から、経済的にも良く、何よりも実力のある有能者を推し、縁故をつてに票

を固める。家柄優先というよりは経済力を基盤とした有能者が推される。〃何事も選挙で民主的に行われています〃と部落の人々はいふ。確かに形式的には民主的である。しかしそれは個人の自由な意志に依るものではなく、同族、ひいては部落を基盤とした個人の反映である。それ故すでにみたように、各集団における役職層の重層があり、政治の上にそのまゝそれが反映されている。(社会構造の項前号参照)

次に市議会選挙を中心に多比に於ける選挙の実態をみると、個人の自由意志による選挙はみられない。即ち、区実行委員会であらかじめ候補者を定め、各隣組に通達する。各隣組では形式的には討議するが、事実上は上からの候補者を縁故をつてに票を固める。昭和二十二年、二十六年、三十年の選挙に於いて、部落で推した人物は山田準三で、前二回は口野との提携で当選したが三十三年の選挙では前回と同様の方法を採用したにもかゝらず落選した。部落一致の候補者、山田準三の地盤に、沼津市駅前在で秋山又吉、及び森川栄吉とその夫人が従兄弟で、森川建一とも従兄弟の関係にある吉村が割り込み、部落内の票が流れた為といわれている。森川健一と区長野村謙一は同ブロックで加工を行っており、又、野村謙一の娘が森川健一の弟の息子の夫人である。又野村謙一と山田平吉山田庄吉とは従兄弟にあたる。右記の連りが各血縁をつてに吉村へ流れたと見られる。市議選などの地方選では、部落強制も縁故関係がくずしてしまふ場合がある。山田準三を中心に応援した人物は、十二夜講を主催し、区長代理を歴任した町田重吉である。彼を中心に婦人会が動いたとみられる。婦人会と彼の関係は町田重吉の妹であり、漁業会理事、渡辺常次郎の夫人である婦人会長渡辺ウメを中心に、準三の世話で結婚した婦人会理事、飛田という人物の連りがある。彼が農業協同組合長を勤める農業会を通して、婦人会が、日用品を販買し、その純益を運営費に当てていたことが婦人会を積極的にさせたが、山田準三は婦人層、青年層には視野の広さで人望があった。こゝで

注意されるのは、ともかく部落規制がきかず、しかもそれにたいする制裁がすくなくとも表面化しなかったことにある。微弱ではあってもそうした変化をよみとることもできる。

要するに多比では「家柄」による支配はくずれかけており、同族（正確には縁故）をてこに、部落的規制が強いといえる。このことは、さらに上級の選挙になると各人に政治的意見がない為、上層の支持する候補者に票がながれていくのにもみられる。多比では「政治」は日常的な社会関係のなかに埋没し、多少弛緩してきたとはいえ部落規制によってうごかされているにすぎないともいえる。

第五章 住民の社会意識

第一節 生活慣行

住民の社会意識をみるにあたってまず現在の多比部落に於ける生活慣行をみてみよう。その中で特に興味のある点と云えば、婚姻習俗、若者組習俗、漁業慣行等であろう。まずこれらの習俗のうち「親」と称せられる所の存在で云えば、保証人の制度について、ふれておく必要があると思う。この制度は子供が生まれると、それに対して「親」と云う擬制的な血縁関係が結ばれるもので、この際、どの地域でも長子、特に長男は尊ばれる様に、長男の「親」はその家で特定の家が定められており、その家の戸主がなっている。又次男以下には近所の人、懇意の人に頼んでなってもらっている。これは「お七夜」から始まり「百一夜」^{ヒヤクヒトヨ}、「節句」、「七五三」、「疱瘡」の無事に終わった儀式などがおこなわれる。特に長男が十四才にたつると行われる、昔の元服と同様に解釈されている所の「若い

衆入り、「結婚」等、通過儀礼には必ずついてまわるものである。この親子関係は長男の場合他に較べて非常に強く現在でも、未だに相当存続している。以下前記の習俗にその他の習慣を合せ、通過儀礼に沿って記しながら、その中に、幾かの大きな事項を織りまぜて説明していくこととする。子が誕生して、七日目に行なれる儀式を「お七夜」と云い、子供の前途を祝して、命名の札を神棚カミダに貼り、産婆を招きもてなす。百一日目には「百一夜」と云う儀式が行われるが、この時は神社に参る。これら儀式の折には、近所の子供達、親戚、組内の人々を必ず招く。

この二つの儀式の間に前記の「親」は子供に対して、着物を贈る。又節句に長男には、菖蒲単、長女なら雛人形ヒナを祝いの品とする。「七五三」は最近では以前程派手ではないがまだ長子にかぎっては相当の費用を使っている。この儀式のうち、特に変わっているものと云えば、「エリ祝」と云われるもので、子供が三島大社に参る時、近所の人々が、子供のエリの所に祝儀を入れてやるならわしである。次が疱瘡カサバタに関する儀式であって、疱瘡のカサバタがとれ、初めて赤坊を風呂に入れる時に「湯カケ」と云うものを行う。これは、ヤブコウジ・ニイシ(貝の一種)・大

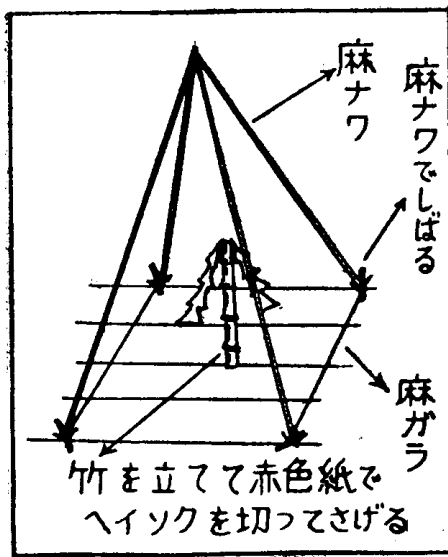


図 疱瘡棚

麦の皮のついたままのもの・鼠ネズミの糞フンをサン俵ハコに入れ赤坊の頭の上のせ、ヤブコウジの葉で赤坊の体に湯をかける。この時疱瘡棚と云う図の様な物を作って部屋の中ウチにぶらさげる。湯カケが終るとそれに使用したサン俵と棚をもってお宮の洞ホコに収めに行く。これらの行事が無事に終ると疱瘡万じゅうで祝う。この時にたべる万じゅうは嫁の実家より持って来る。こうして子分の家の長男(ここでは長男について記すが弟達も同じ)儀式が行われる。が、費用及び周囲の関心の点でその差はれき然として

いる)が一四才になると、「親」は「若い衆入り」の保証人になると同時に「子」の成人を祝うのである。「子」は「親」に対して、昔は餅を、現在ではタオルなどを持って挨拶に行く。「親」の家では特に長男の場合は招き、馳走の宴を開き、本人の成人を祝う。ここに記した成人の祝いは、現在全国で行われている成人式とは違い、ここで云う成人とは、この年令に達して「若い衆入り」すると多比に於いては漁業に従事する事が出来、又一代(一人前としての給金)をもらえると云う意味である。昔はこの年令に達すると元服の式が行われ家名を継いだが、現在ではこの風習はほとんど残っていない。この時親族・組内の人々が祝福に訪門して来る。

「親」が加入式でどの様に行動し、その者の若者組に居る間の「親」の責任については、第三章第二節にて詳細に説明されているため、本節では若者組以外の場合での「親」の行動を記す事にする。若者達の加入が認められると、その日から合宿をはじめめる。

若者組と祭礼について

大きなものには三つ有り、まず(一)には四月三〜四日に行われる大漁を祈る大瀬神社の祭礼であり、その様式は各区の若い衆が舟で出かけ海上で馬鹿踊りや馬鹿ばやしを演ずる。これらの起源は明らかではないが、踊りに使用される着物には、女性の長じばんを用い宿に踊り用の物が用意してあったが、新婚の嫁が着て来た長じばんを借りたり、好きな娘の物を借りたりする風習もあった。それらの費用は一ヶ月二十円の会費の他に若者達が土俵作りや、一日船を借りて漁に出たり、土方、農奴(これを日取りヒョト)をしてあてている。又これらの行事に参加出来ない場合は一日分幾らとして会に払っている。(二)として、六月十四日から三日間に統一されて行われている祭で多比の氏神には三つあり、大多比は伊勢神明宮、中条は御嶽神社、右多比は恵比須の各氏神があるので、若い衆は各自

の氏神の氏子として参加する。これら若い衆の神事はわずかに提燈をつける程度であり、この提燈は結婚・誕生・元服などの祝をした家が奉納したものである。この祭は一般に行われている盆踊り、ミユシなどにあたるもので、ここでは消防団と共同で山車を引いて、部落の広場で皆集まって踊りをする程度のものである。(註)には、大晦日から三日間行う「セチダイコ」で、若い衆のうち「中ツバ」から下の者が、笛・大鼓・ツツミ・スリガネなどの鳴り物を担当して、小若い衆が提燈をさげて全員が大晦日の夜半(元旦の午前二時頃)より三回村中を廻る。これを一番大鼓・二番大鼓・三番大鼓と云い、又、各字の大鼓が道でぶっかかり合うと、互いに若い衆は鳴り物の競演をする。これらの祭が近年まで盛大な型で存続してした理由には、次の三つの事が考えられる。その第一は、区民のもっている素朴な信仰心の表現、第二に有力者達による祭の利用、つまり漁村と云う一つの生活様式からくる共同体的規制の維持のため、第三に娯乐的なものであると考えられる。しかし戦後は、交通機関の発達(昭二十五年墜道の完成によりバスの開通)マス・メディアの急速な発達に伴い、祭の持っていた娯楽性がくずれ、又、近代社会の持つ合理性から信仰心も薄れて来、その上資本主義経済の高度の発達に伴う生産用具の進歩により必然的に今までの様な共同体的規制力は力を失いつつあり、又祭に対する関心も薄れ徐々にはあるが簡素化の方向に向っている。この事は、「若者宿」の衰退の原因とも一致するのではなからうか。何故なら、祭は元来「若者組」(宿)の若い衆が中心になって行われて来たのであるから。

若者組の集会について

これには初寄せ・大寄せ・小寄せの三種が有り、初寄せは一月十日に、大寄せは三月二十八日に大瀬祭・六月十日に六月の祭礼・十二月二十八日にセチダイコの打合せのためそれぞれ行われる。小寄せは小若い衆頭が召集する

もので、これと大寄合は日常の反省会をも兼ねている。又、現在では、殆んど改正又は廃止されているが、小若い衆は、宿に於いて、火の近くに座る事や、枕の使用等の禁止、言葉使い、礼儀・身分・風記等に関する条項が記載されていた所の儒教に立脚した前近代的な掟条目が有り、これらの条目に反すると、これに対する罰として、説諭・殴打・ハチブ、又髪を剃ったり、酒樽の縄を帯にさせたり、酒樽を背負わせ大多比と古多比の間を歩かせたり、石を背負わせ庁屋や公会堂の前で「ナワナイ」をさせる事や、その他に松薪の上に正座させて背を薪でなぐる事もあった。前記した「ハチブ」とは、後見以上の協議で決定し、判決が下ると近所の人を呼び出して事の次第を告げる。この人はすぐに帰宅して「親」に告げ、「親」は再び近所の人に依頼して庁屋に行ってもらい、若い衆に詫びると共に処分の軽重についても意見を述べるのである。多比にあるこれらの掟条目は明治以後の規約であり、多くは非常組・青年団・消防団の規約中に含まれていた。

若い衆が結婚すると、「親」は酒を持って宿に行き結婚の披露を行う。彼は若者組に籍は置くが合宿はしなくても良い事になる。

次は婚姻の儀式であるが、ここでは、仲介者の他に「親」と云う後見人をつける習慣が残っているが、これは誕生時の「親」と同一人であり、これより先の諸事の相談相手となる。結納には下駄・草履等をつけて持って行き、嫁は嫁先に対して、土産物として反物を持って来る。又、今でも少し残っている風習に「親」は実親の所に赤飯か酒樽を持って行き、嫁には反物を贈る。これに対して、実親は必ず盆暮には餅とか米を贈る。これを称して「オタル」と云っている。これらの由来については明確ではない。

注 この地方では仲介者をナカンジャクと発音する

結婚した日のうちに嫁は嫁先トツギの組内をその組の世話人に付添われて、挨拶廻りをする。二日目は特にこの辺では「二ツ目」と呼び、朝食後、嫁が「オハギ」を作って、家族・親戚・組内の人々と一緒にたべる。これはカタメルと云う意味から来ている。その後嫁は先の人に付添われて、実家に戻り近所に挨拶廻りをする。その際新郎は同行しない。一方嫁の持参した荷物を組内その他の人々が皆んなで観る習慣がある。であるから嫁の持参品には絶対に鍵をかけない事が要求されている。披露宴は現在では部落内の申し合せにより遅くとも午後十〜十一時頃迄に、期間も三日〜五日迄に切上げる事になっている。又、結婚費用は長子とその下との差はあるが、双方の話し合いで行われているので、はっきりした数字は出ないが嫁を出す場合で二十万円内外、もらう場合で十〜十五万円内外のようである。兄は弟の倍位の費用を使うとの事である。又、婚姻風習として、よく調査テーマになる「足入れ結婚」の制度はこの部落では、末だ二〜三割の家で行われているが、この目的は、吾々が農村でみる例とはおよそかけ離れているもので、単なる労働力としての嫁、子孫を殖すための嫁と云う觀念からでなく、吾々の身近にみる結納から式までの交際期間と同じ様なもので、その間双方は自由に往来し、家風になじみ、組内への顔みせ、式の準備程度のもので、泊る事は幾分あるが、同居の例は今回の調査においては、殆んどみられなかった。その他夜這の風習は夜漁に出て、昼は休むと云った漁業形態や、地理的に背後に長岡・修善寺温泉をもち、女子は他県に出かせぎに出るため、殆んど確認するには至らなかった。

次に多比で行われている葬式であるが、病人が息を引きとると同時に北枕にし、部屋の余分があればそこに移す。そして魔除マジけに刀剣類は勿論、僧侶の使用する「ケサ」、「大ガラ」等を遺体にかける。次に「延送り」と云って、遺体を寺に運んで、その本堂に於いて経を上げる様式で、あとは一般に行われているものと変りない。一方、

家に於いては死後七日間は毎日経を上げてもらい、四十九日間は出来れば、忌中部屋を作り、現在多くは戸袋の所に忌中の板札を張りつけ、毎日家人が供養する。又、葬式行列はこの附近一帯の申し合せにより、次の様になっている。

送鉦（かねたたき）―茗が―
白張提灯―大旗―造花―僧侶―水菓子―干菓子―茶湯具―五具足―棺服―野膳―香露堂―位牌―施主花―

天蓋―シカ花―輿―シカ花―一般会葬者列。

この際大型花輪は葬列に加え、施主家より直接式場寺院へ運搬するとし、迎葬終了次第、大鼓・鉢は式場寺院へ届ける事となっている。この行列は単なる形式であつて、最高の基準を定めたもので實際この形式通りに葬式を行える家は部落の有力者位であり、一般の家ではもっと簡単にしか出来ないのが現状である。葬式の日はどこでも同じだが友引の日は特に嫌われ、ひどい家になると遺体に手も触れない程で、したがって寺の休日と云つても良い位である。

次に多比附近一帯で行われている漁撈慣行としては、旧暦十四日から十八日まで、「月サン休み」と云つて漁に出ない習慣で、これは、昔はカガリ火を、現在は集魚燈をともして漁をする特殊な形態のため月が出ていると効果が薄いと云う所から出ている。又出漁期になると、その初日から一週間毎日夕食後、各網組別に老婆達が、松の崎の洞にウチワ大鼓をたたいて、安全・大漁を祈りに行き、その足で津元へも行く。その他に漁場に於いて、口笛を吹く事は舟が沈ずむとして、又、女は不浄なものとして、乗船させる事を禁止している。又、漁場において死体を拾つた場合、大漁旗を逆に立てて帰港する。この風習はたまたま死体を拾つた舟がその年に大漁であつたと云う事から始まつたとの村人の話である。

その他、この部落が行われている風習には、正月三ヶ日の家事は、男(主人)がやり、この間は雑煮をたべず、ナマスにソーダ鯉を入れたものと餅とをたべる。

一月十四日の明方、「ドンドン焼」と云う事を行うが、これは浜で門松その他正月のかざりものを子供達が焼く行事でこの由来については不明である。

二月には初午が行われるが、これは図の様なノボリを子供達が沢山作って、村内に点在する稻荷神社に納めて歩く。

位〇〇年
一稻荷大明神
正氏名

——五色の色紙で作る

両彼岸には「百万編」と云う事を行うがこれは悪魔退散・百八の煩惱消滅を願って、おばあさん達が各戸を廻って、そこで珠ずを廻わす。

又、老婆達が五穀・家内安全を願って、毎月一日・十五日は宮へ・毎月二十三日には地蔵へ参る。実際には、娯楽機関のない多比に於いては、この種の人達の唯一の楽しみ日でもある。この他にも「成田講」「淡島講」などの集会があるが、前者は毎月一定の貯金をして年一回成田山へ行くもので、後者は主婦の娯楽機関である。

七月十六日には、「盆釜」と行いう行事があるが、これは野菜を数種類釜に入れ煮て、子供達がたのしむもので、普断魚を多く食用にしているため、この日は野菜をたべようとするものである。

又、味噌豆を煮ている家の前を通りかかると必ず戻ってその家の豆をたべる習慣があるが、これは、一年分の味噌を作るため、その素もとをたべる事により、その家との一年間の関係が出来ると云う事から来ている。以上生活慣行

をざっとみて来たが、この他に見逃がす事の出来ない問題を含んでいる所の交際俗に云われる「ツキアイ」がある。これについて若干記して本節の結びとする。すでに述べられている様に共同体的性格の強い多比においての、本家分家の関係・網元との関係・隣組内の交際等は直接生活に結びついており、ほんのわずかな事に対してもその都度出費を伴うものである。今回の調査中に交際費が多過ぎると云う声を多々聞いたが、彼ら一人一人ではどうする事も出来ず、ただそれにしただけだと云った感じである。多比には青年会・婦人会等生活文化の向上を目的とする団体があるにもかかわらず、殆んど末だ青年会は祭の主催・婦人会は日用品の協同購入及販売を主なる活動にしている状態である。これら団体が生活改善のために動き出すなら、例え、伝統維持の念のかたいこの部落においても、身近な生活の不合理面特に全支出の相当な割合を占めている交際費も大巾に減少するのではないだろうか。しかし、こゝにふれた生活慣行は多少変化があるとはいえ、とくに年配層においてつよく、全体としても強固に生活の中にいきており、その伝統維持の気風と、それをかえうる要素の微弱さの故に住民の意欲を規制しているといえる。いうまでもなくそれは、すでにのべた生産、社会構造によって基本的には規定されているものである。

第二節 マス・メディアとの接触度と生活意識

都市文化は、マス・コミュニケーションを通じて地方へ広がって行き、その地方の文化及び意識に大きく影響を及ぼすものであるが、つぎに多比に於けるマス・メディアの浸透について概況を見て行こう。

1、ラジオ・テレビ

ラジオの普及状況は次の如くである。

調査対象戸数一七八戸中、一六八戸が持ち、一六八戸が持ち、僅かに十戸である。ラジオを持たない家の

中には、テレビを備えた為、ラジオを廃止した家が四戸含まれ、実質的に

ラジオを持たない家は、六戸で比較的経済的に恵まれない家である。

次に、テレビを所有している家は、一七八戸中一八戸で、持っていない

ものが一六〇戸である。所有者の殆んどは、水産加工業者、持回りの網元、商業を営むもの等いわゆる多比に於ける上層である。

ラジオ及びテレビの一日の聴視時間は、大部分が漁業に従事する関係で、時間的には制限され、又不規則ではあるがおよそ図4に示される如くである。

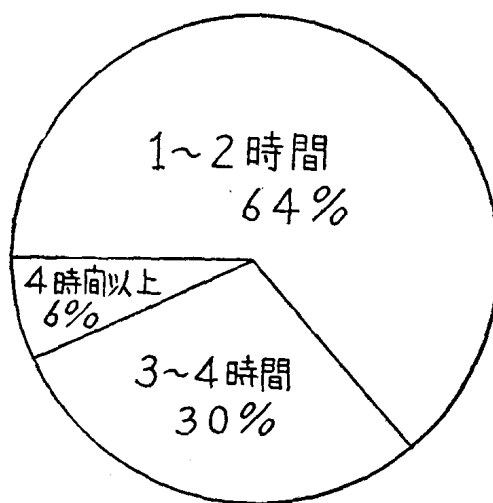


図4 ラジオ・TV一日の聴視時間

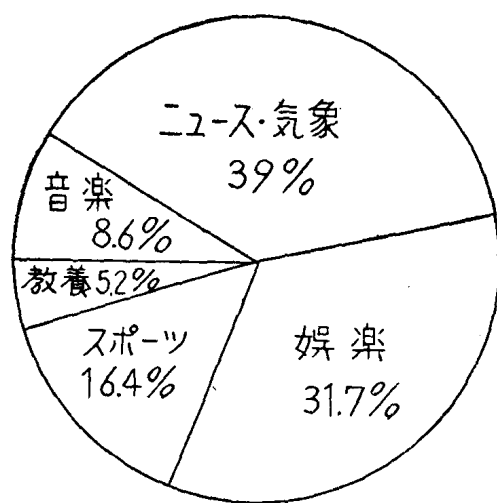


図5 聴視番組(主人層)

聴視番組の傾向は、年令層、性別に応じて差異はあるが、全般的に見て娯楽番組がトップであり、次いでニュース気象、音楽、スポーツ、教養の順で聴視されている。主人層が四つの層の中で、ニュース・気象に最も関心を示しているのは漁業労働の上で指導的立場にあり、気象状況をも含めて適格な行動が要求される事から当然であろう。△図5参照▽

妻の層は、夫や子を海に送り出した後の気遣いからであろうか、主人層に次いでニュース気象の聴視率が多い△図6参照▽。また、娯楽番組の聴

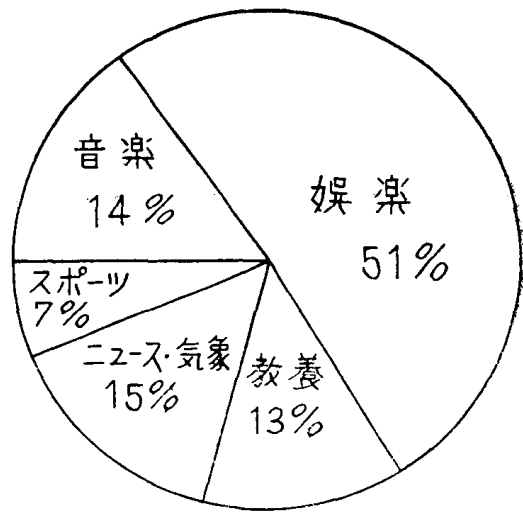


図6 聴視番組(妻の層)

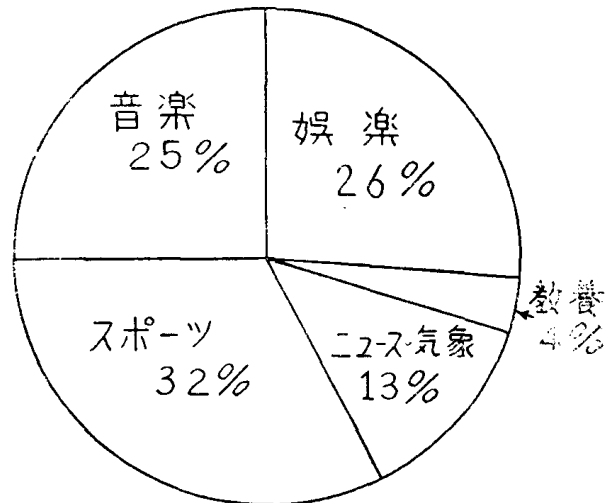


図7 聴視番組(青年男子)

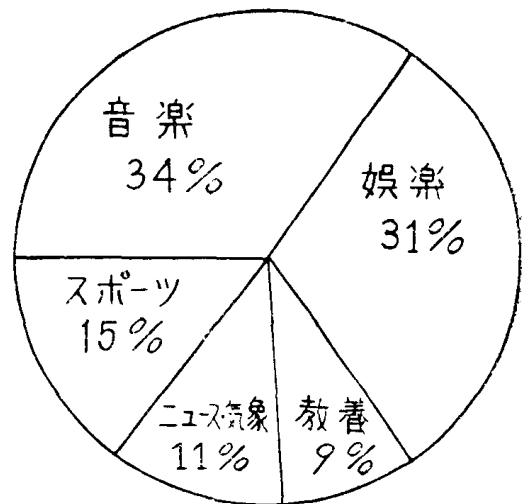


図8 聴視番組(青年女子)

視が四つの層の中最も多い。家事や、農作業——自給に足るだけのものであるが——に追われ乍らも、比較的時間に恵まれ、聴視の機会が多く、教養番組の中でも主として、実用的な番組に関心が向けられている。これは家事や子弟教育が主婦に課せられている事に依るものであろう。

漁業に於て、労働力の中心を為す男子青年層では、ニュース気象番組は、主人及び妻の層よりも聴視率が低い。男子青年層が、気象について比較的関心の薄い事は、漁業労働に当って、青年に要求されるものは、その労働力のみと云う事から、この様な状況を示しているのであらう。△図7参照▽

教養番組の聴視率は四つの層の中で最も低い。女子青年層については図の如くで、音楽番組の聴視が四層の中で最も高く、ニュース気象番組の聴視率は低い。教養番組の聴視率は、妻の層に次ぐ数字を示している。

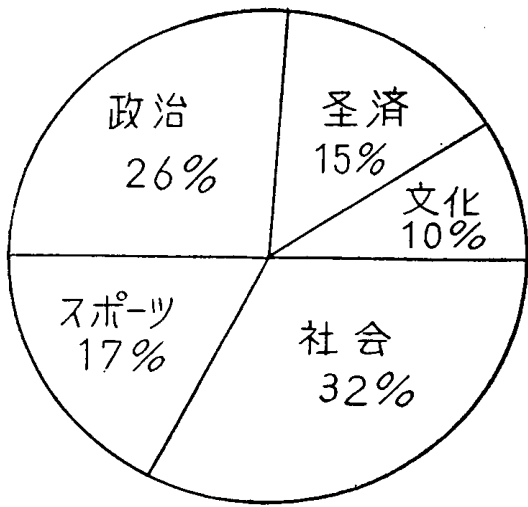


図10 どんな紙面を読んでいるか主人属

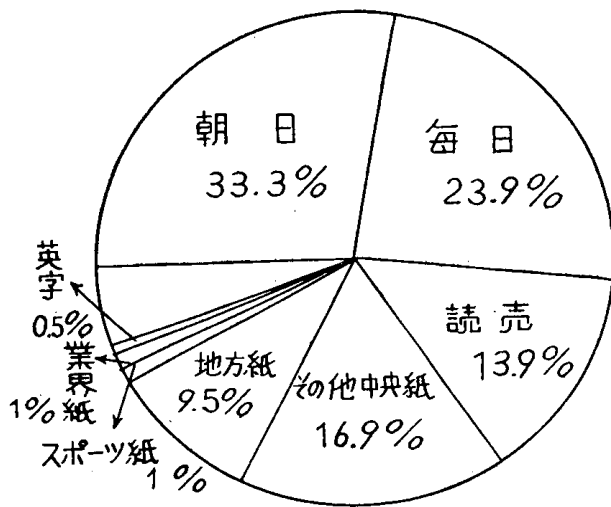


図9 新聞の種類

主として、どんな紙面を読んでいるかについては全体を通してみると、社会面をトップに、スポーツ、文化、政治、経済の順となっている。主人については、図10に見られる様に社会面が多く、又、四層を通じて、政治、及び経済面に対する関心が最も高い。

妻の層は、社会面をトップに、文化面に関心が集まっている。ラ

新聞は、一七八戸中、一五九戸、約八九%が購読し、十九戸が取っていない。

種類別に見ると、朝日、毎日、読売、日経、産経、東京、各新聞、英字、各スポーツ紙と、地方紙としては、静岡新聞が入っており、その他漁業関係の業界紙が入っている。

図9からも明らかな様に、三大新聞と、その他中央紙が殆んどを占め、業界紙の購読者は、水産加工業者のみである。

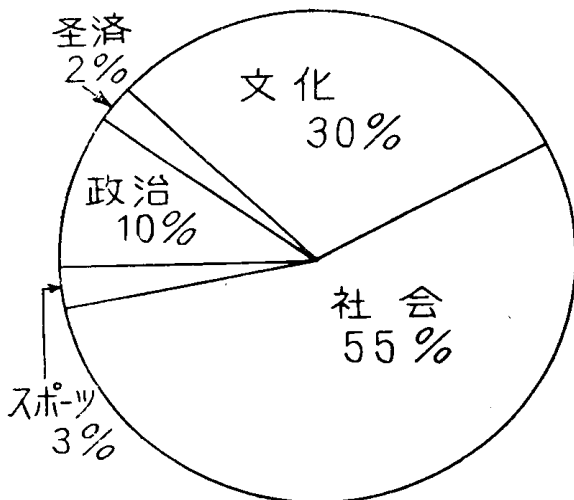


図11 どんな紙面を読んでいるか妻の層

関心のあつた記事	主人	妻	青男	青女
松川事件	21	5	4	5
勤評問題	8	2		1
台風	8	1	1	
李ライン	6			
石橋訪中	6		1	
岸外遊	4			
安保改訂問題	4			
海外状勢	3			
魚中毒	2	1		
青少年犯罪	2			
労組問題	2			
小説	2	2		
株式市況	2			
皇太子の結婚	1			
スポーツ	1			
トピックス	1			
社会問題		1		
経済	1			
母親大会		3		
女の気持欄		1		
人生案内		2		
天声人語			1	
アイク外遊	1			
関心ない	101	150	79	57
調査対象数	176	168	86	64

▲表20、最近関心のあつた記事▼

次いで、文化面が多く、スポーツ面も極めて多く読まれている。政治経済への関心は薄い様である。(図13参照)

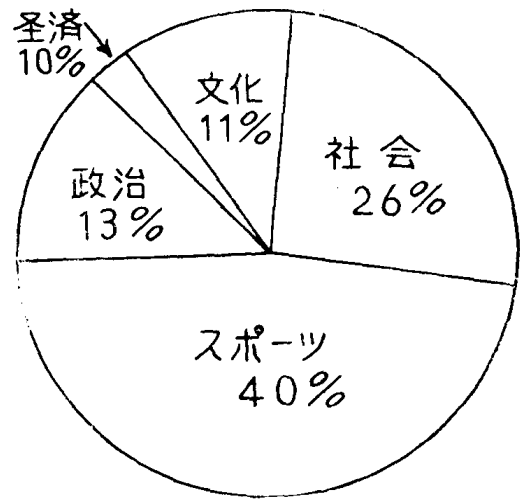


図12 どんな紙面を読んでいるか青年男子

男子青年層の興味は、圧倒的にスポーツ面に集中し、次いで社会、政治、経済文化面となっている。図12からも解る様に社会面は四階層を通じて最少の数字を示している。女子青年層では、社会面に

ジオの教養番組が多い事とも関連しているであろう。経済及びスポーツ面は少ない。(図11参照)

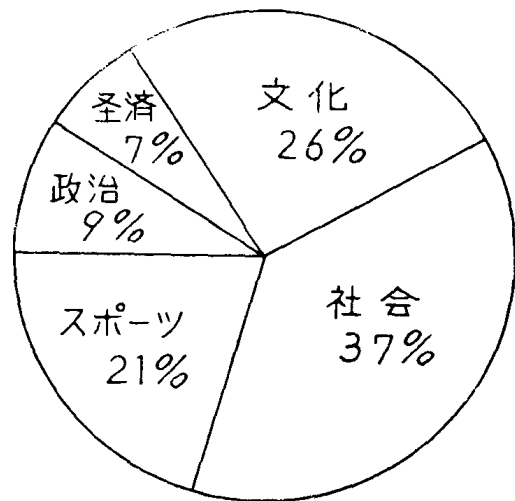


図13 どんな紙面を読んでいるか青年女子

最近特に関心のあつた記事については表20に見られる如くである。この調査が松川事件直後であるだけに、松川事件がトップに出ている。勤評問題は、学童を持つ親として、又、台風・李ライン問題についても漁業と関連して関心が持たれている。特に注意しなければならないのは、なにも「関心がない」という回答が、

主人……対象人員一七六名中、一〇一名、

妻……対象人員一六八名中、一五〇名、

青年男子……対象人員八六名中、七九名、

青年女子……対象人員六四名中、五七名、

に達していることである。

主人層の関心は、四つの層の中で、事件全般にわたって関心を示している様に見受けられるが、回答者は、対象人員のわずか四〇%にすぎず、青年層の社会状況についての関心は、男女共に極めて薄い。

Ⅲ、映画

多比には映画館は無いが、沼津市へ出かける場合が多い。また、毎月一回の割合で、公民館を会場として映画会が催される。これは興行師によるもので、興行的に成功する様なフィルムのみであり、この点についても、もっと啓蒙的な映画を望む声も聞かれる。

映画を観るか観ないかについては表21、の如く表われている。一般に妻の層は、

<表21, 映画を見るか観ないか>

	観る	観ない	無回答	対象人員
主人	102	70	4	176
妻	52	106	10	168
青年男子	58	13	15	86
青年女子	40	20	4	64

<表22 どんな映画を見るか>
(見たいと思うか)

	邦画		洋画		無回答
	娯楽	文芸	娯楽	文芸	
主人	86	12	28	7	17
妻	44	8	6	2	24
青年男子	31	7	25	6	17
青年女子	7	7	13	3	11

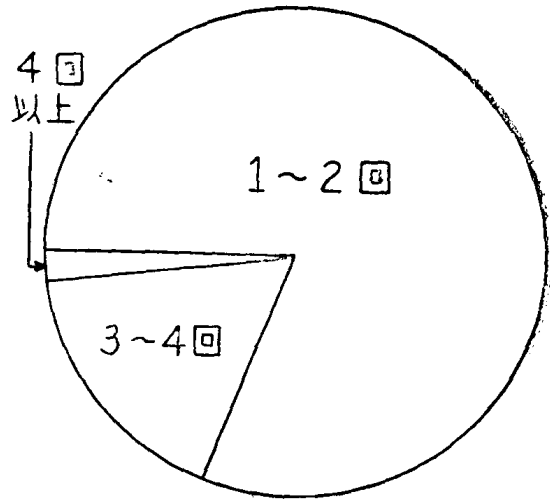


図16-1カ月の映画鑑賞回数

家事等で時間に恵まれない関係で映画を観る場合が少ない。一ヶ月間の映画を観る回数は図16によって示される。邦画及び洋画別に分類してみると表22の結果が得られた。

IV 雑誌
定期的な雑誌購読状況は表23の如くである。
雑誌の種類は17図に表わされている。

<表23 雑誌購読状況>

	取っている		取っていない		無回答	対象人員
	いる	いない	いる	いない		
主人	33	137	6	176		
妻	34	130	4	168		
青年男子	21	57	8	86		
青年女子	24	35	5	64		

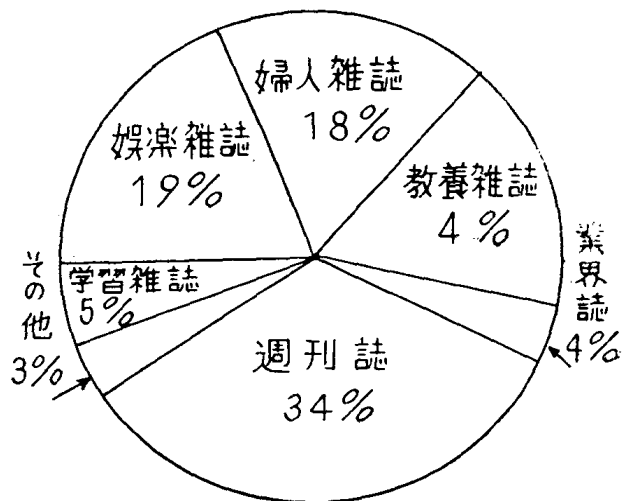


図17 雑誌の種類

以上、多比に於けるラジオ、テレビ、新聞雑誌各メディアの普及状況を見て来た。これ等のメディアの中で、新聞の普及率と大差は無いが最も普及し、かつ深く浸透しているのは、理解の為に比較的抵抗を感じさせず、同時性を持ち、娯楽施設が殆んどないのと手近に娯楽が求められる所からラジオが圧倒的である。テレビは十八台あるが全体の約10%にすぎない。

新聞は、ラジオに次いで普及しているが、娯楽性と理解の点でラジオに及ばない。

従って多比の人々は、主として、ラジオに娯楽を求め、知識を得ている事がうかがわれる。多比に限らずマス・コミが地方に及ぼす一般的な現象であろうが、これ等、マス・メディアの浸透は、それまで多比地区に形成されて来た価値体系に対する人々の視方をいまだ顕在的ではないが大きく変えつつあると考えられる。とくにそれは婦人層にあらわれているようである。だが生産の主体者でなく、経済的実権をもたぬために、部落全体の変化となつてあらわれるまでには、尚時間を要するであろう。

V 男女交際について (青年の考え方)

青年期に於ては、異性の問題は、大きな関心事であるといつて過言ではないだろう。

漁業をバックに生活する多比の青年層の異性に対する考え方を観よう。これは、主として、男子青年団と婦人会との面接に依つて得られたものである。

男女交際について男子青年層では、相手がいない為、交際が不可能であるという声が聞かれた。つまり、多比では、中学を卒えた女子の多くは、修善寺、長岡、沼津へ働きに出る場合が多い。従って多比に残る女子の青年層が薄く、極めて不均衡な状態を示している。

又、両親や、周囲の人々に対する気がね——いわゆるハタの目——が、青年達を自由な交際から遠ざけている事もうかゞわれる。

青年達が自由な交際による相互理解を通しての結婚を想定し、それを望んでいるにも拘らず、前述の如き要因が大きな障害となっている。

この様な状況の中であって、男子青年の場合には、庁屋に集り、気心の知れた仲間達の中に入って行く事に依つて、間接的に不満を解消しているのである。しかし乍ら、これは諦観的であり、又、前近代的风潮への従属であると云えるし、悪循環の潤滑油となるばかりである。

のちに詳しく分析し度いと思うが、一般に多比の青年層が周囲の根強い規制に対して、立ち向って行くという積極的な面が見られず、逆に「長いものには巻かれろ」式に、自らのからの中へ引きこもりがちである事は注目すべきであり、男女交際問題にのみそれがあらわれるのではなく、多比全体に他の面でも停滞的生活意識が温存され、支配しているように考えられる。

第三節 社会及び教育意識

多比に於る教育施設及PTAと母の会について考察してみるならば、多比には教育施設としては公民館のみで、教育施設が皆無である。静浦地方全体として中学校が、江ノ浦に一校、又小学校が獅々浜と口野に一校づつ二校ある。多比では子供が学令に達すると、口野に在る静浦東小学校に入学し、その小学校を卒業すると江ノ浦に在る静浦中学校に入学する。多比に在る公民館では映画会、又は各種の会合もしくは子供会等に利用されているが、その

公民館には図書の設備が皆無であり、わずかに卓球台が備えられているにすぎず、学童の読書欲を満す事は出来ない現状である。学童が読書欲を満すために中学校の図書を利用しようとする場合でも破損防止のために学校側の監督が厳しく、よりつきがたくなり、自然と読書欲が薄れて行ってしまう傾向にある。この中学校の図書設備にしても、蔵書数約三千二百冊であり、非常に貧弱なものである。次に此等学校の後援団体である、P・T・Aと母の会についてみると、P・T・Aは、積極的に学校を後援する多比の有力者が中心となっている父兄の後援団体である。母の会は小学校、中学校に通う生徒を持つ母親が子供の入学と同時に自動的にこの会員となる。母の会の活動として、子供の躰け等には関心を持ち、いかにしたら良い子供に成長させられるかと熱心に考えてをり、この面について中学校、又は小学校の先生と話し合ったり、又講師を呼んで母親が勉強するという様な計画が立てられている。しかし現実に個々の家庭に於ては、父親は漁業に従事しているため、時間的にも精神的にもそこ迄の余裕が無く、母親は家計を助けるための仕事であるとか、又自給的ではあるが農業に従事するとかの仕事に追われ、子供を放任的にせざるをえない状態である。

次に教育意識の一つの現れとして最終学歴についてみると、第二四表の如くである。

二十代に於ては、義務教育の実施に伴い中学校に通学し、又卒業した者が多くなっているのは当然であるが、現在の新

第24表 学歴別・男女別・年令別

		20才~30	30~40	40才以上
小学校	男	4	14	67
	女	3	8	61
高等小学校	男	24	44	36
	女	17	57	43
旧制中学校	男	5	3	11
	女	6	9	4
新制中学校	男	76	—	—
	女	44	—	—
新制高等学校	男	20	1	2
	女	17	—	1
大学	男	—	—	1

制高等学校に値する旧制中学校を卒業した者が全体で三十八名をり、新制高校を卒業した者は三十七名である。この三十七名の内訳は、多比に残って漁業関係に従事する者は僅かで、大半は沼津市に在る会社、工場等に就職している。この表でみられる通り、就学の点については昔から大した変化をみせていない。つまり教育意識は向上してはいるが、経済的な事情と同時に、漁業に従事するのには教育など必要ないとする気風が未だに多比全体を支配している事が伺われる。

次に家庭内での子供の教育について考察してみるならば、次の如く考えられる。

静浦地方一帯について（志下・馬込・郷々浜・江ノ浦・多比・口野）静浦中学校で生徒がどのような環境で、生徒の心情に、多くの不適應を起させているかを調べるための調査を、昭和三十三年四月四日に第二学年男子一六名、女子一二計二名二三八名を対象として行なった結果の環境の項を参照してみると、幸福意識についての答えをえるために、自分が満足していると云う事は、家庭内で充分の幸福感を味わっていると云う事が云えるであろうと考え、消極的な質問ではあるが「あなたは友達の方が、大が、あなたより幸福に暮していると思うか」という質問に対して、「はい」と答えている者が、男七〇%、女六〇%、平均六五%もある。又子供は親から認められているかを知るために、「あなたは、家で良く役に立つ子供だとほめられる事が、お、いですか」この質問に対して、「いゝえ」と答えたものが、男六五%、女子四五%平均五五%ある。その他に「うるさがられている」と思うもの、二〇%、「家人が自分の事を考えてくれないので、不幸だ」と思っているもの、二五%と積極的な答えをするものがあり、男では、はっきり「家人に可愛いがられていない」と云うものが四〇%、女二五%がある。実に「家を逃げ出したい」と答えた者が男八三%、女一九%である（以上静浦中学校適応性診断テスト参照）。この回答にみ

られる様に漁村の家族内では、その家族の生活は生産手段である所の漁業によって制約を受けており、したがって現在の漁業で必然的に生じる悪労働条件の下では子弟の教育には、関心を払うだけの精神的又時間的な余裕がみい出されず、必然的に放任と云う形になって現れ、子供の方では絶えず満たされぬ欲求不満が集積されてこの様な回答となつて現れるのであろう。又漁業の特殊性として通有性のあるものであるが、父親が海上に於る操業に耐えられなくなつた時、子供が父親の後を継いで漁業に就いていない場合は、父親が陸上勤務になつてから優遇されないで、必ず長男に後を継がせる様にしている。長男が継がない場合は、次男も長男と共に出ていってしまうので、家庭内に於ても長男を「部屋柱」などと呼び非常に大切にしている。したがつて家庭内では、次男以下は長男に従わねばならぬ様に教育されている。この様な各種の欲求不満が集積された結果、自尊感情の欠如と云う形に転化され、劣等感となり、行動面に於て大きなブレイキとなつていたのであろう。それと同時に、前に述べた父兄の子弟に対する教育的な関心の低さ、そして、無関心にならざるを得ない様な生活条件と云うものが、多比に於る教育意識(学力)向上を阻止し、彼等が都市に出た時に、それが非常に大きなギャップとなり、そこで活動が大きく制約されている原因をなしているのではないだろうか。現在は僅少ではあるが、漁業によつてのみ生計をさゝえられぬ家庭に於ては、都市に出て働かねばならぬと云う必要にせまられ、この点で都市に出た時のギャップを解消するために真剣に考えられているが、いまだ解決策はみい出されていない。この地域の地理的条件から大半が漁業によつて生活を営む人達であり、都市に出て行く人達が少ないが、現在すでに漁業に於ける労働力は飽和状態に達しており、近い将来に於てかならず大きな問題となるのではないだろうか。この問題を積極的に打開しようとする時当然資本主義社会の体制下に置かれている漁業形態という根本的な問題に直面せざるを得ないのである。

小、中学生の不良化防止を目的として、補導員の連絡会が学校に於て開かれている。この補導員の構成人員は小学生を対象とする場合には、父親を代表するP・T・Aから四名、母親を代表する母の会から五名、青年団の男子五名、女子四名から構成されている。中学生を対象とする場合には、父兄を代表して男女の別なく六名、これは多比地区の内で不均衝のないよう平均に分布させて選出している。更に青年団の幹部三名、合計九名からなり、これに協力する意味で相談役として、各学年に置かれている学年役員（父兄）二名とによって構成されている。この補導員の選出方法としては、漁業に従事している者では時間的にも、又教育的（関心）にも欠けている場合が多く、大半は陸上勤務者か、ないしは寺社の住職がP・T・Aと母の会の会員によって選出されて補導員となっている。補導員が補導を実践する機関として子供会と云う組織がある。この子供会の沿革は戦時中、学校が空襲による被災を受け、授業を行なう事が不可能となり、学校の教師が各組単位ぐらいに分散して近所の子供達を集めて寺小屋式に授業を行なった。この際に寺小屋が空襲を受けた場合、先生一人では子供を充分に退避させる事が困難であったので、教師を助けるために父兄が組織され教師に協力した事を手がかりとして、今日に至っている。この様に子供の発生段階に於ては、教育意識の向上に伴い発生したものではなく、当時の特殊な状況の下で必要にせまられて発生したものであるが、その後、昭和二十六年頃には、小、中学生の不良化防止の一環として学力増進をはかるため、勉強会が青年団の補導委員によって僅少ではあったが二年間程行なわれていた。

しかし実際に学力増進に役立ちうる適任者が無い事と、子供会が夜に開かれている事で生徒の健康面で無理が生じ、自然と消滅してしまった。現在では、月一回学校に於て補導員の連絡委員会を持ち、生徒の不良化防止に留意し監視しているにすぎない。

第四節 集団の文化活動

多比に於て文化活動を行なっているか、または活動しようとしている集団としては、青年団と婦人会と母の会とが有る。

青年団についてみるならば、多比に於て古くから最も規制力を持っていた団体——若者組——が新しい型として発足した青年団はその規約の中で、「会員の生活文化の向上に務め、以て、明朗なる郷土を建設する事を目的とす」とある。

この青年団には、社会部、教養部、体育部が置かれている。社会部では「社会一般の状勢を良く観察し、我々の進むべき道を研究する。」教養部では「夜学を主眼とし全員の品位の向上をはかる。」体育部では「会員の体位向上をはかる。」(多比青年団規約参照)この様な事が目的とされているが活動はいずれも低調である。社会部の目的である一般状勢を良く観察するという点では、社会で現在大きな問題となっている事柄、例えば、安保改訂、勤務評定、警職法などは、正しく観察されておらず、現実には彼等の生活に直結している問題であるにも拘らず、それを直結していないかの如く考え、我々の質問に対して回答してくれるだけの予備知識がなかった。それらの問題を考察しようと思わず、従って研究活動もしていない現状である。この事は漁獲が夜間のみ行われるから、青年達は肉体的な労働のみ要求され、必然的に「考える」事をしなくなってしまったことに原因するのであろう。更に現在、生活に直結している漁業上の問題、中でも探知器の操作についてえられた回答であるが、漁探船に乗組んで漁探を扱っている者で、漁探を操作する事は出来ても、簡単な故障を直す事は出来ず、僅かな故障でも漁業を休んで修理

に出さねばならず、非常に困っているという。彼等の中でもこの様な点を是正するために、講習会を開いてほしいと云う気運は盛り上がりつつあるが、実施するには至っていない。現状では殆んど文化活動はみられず、僅かに本年より、沼津市の青年団合同で行なう講習会等に、会員が出席する様に幹部から呼びかけが有ったにすぎず、その前には幹部のみの出席で、報告会も開られなかった。漁業が主として夜間操業と云う事を考えてみると、夜間に学ぶ事が困難であり、又労働も激しく体力的にも困難であるので、この様な労働の悪条件の下では、生活に追われて学びかつ考える余裕も出来にくく、これが多比の青年層、ひいては多比区民の意識向上への気運を阻止しているのではないだろうか。従って労働条件及び労働環境の改善なしには、青年団は、お祭り青年団の汚名を返上する事は困難であろう。こうしたことが、さきにのべた「政治」への無関心につながるものと思われる。

婦人会の文化活動についてみると会員の構成は全戸の主婦が、世帯を持つと同時に自動的に加入しており、その規約によると、「生活の合理化を通して意識の向上をはかる事を目的とす」とある。生活の合理化の一環として、生活必需品の共同購入を行ない、会員に対し安価に販売している。更に僅かではあるが、料理の講習、布団の綿入れの講習等を行ない、多比に於ける婦人層の意識向上に重要な役目をはたしている。

母の会の文化活動についてみると、会員の構成は母親で、子供が学校に入学すると同時に資格を得、卒業迄の間会員となっている。従ってその文化活動も子供の教育面に向けられ、子供をよりよく教育するためには母親がそれについての勉強を行なわなければならぬ、と云う趣旨のもとに発足したものであるから、その規約の中で講師を呼んだり、又学校の教師を呼んで、話を聞くと云う事が折込まれてある。現在僅かではあるが、機会を捕え計画を実践しつつある。

第五節 社会的意識の形成過程

今迄、多比の全般的な意識をみてきたが、その特徴を上げて考察してみる。まず中学校の生徒についてみると、静浦中学の通学生は前にも記した如く、静浦地方(志下、馬込、獅々浜、江ノ浦、多比、口野)一帯であるが、この辺一帯については次の様な特徴があげられる。(静浦中学校の調査結果参照)

○物事を楽天的に考え淡白である。これは漁業生産の特質から来ていると思われる反面また、行きあたりばったりの放縦性におちいりやすい。

○目的に向って団結する。これも漁業形態から生れるもので、その団結力は強い。例えば、狩野川放水路反対運動(後述)など一例である。しかし自主性が乏しいので附和雷同的になりやすく、また保守的傾向と結びついて障害となる場合もある。

○宗教心が厚く良く信仰する。漁、不漁、運、不運が自然条件に左右される漁民にとっての通有性であるが、信仰心厚く、神詣り、仏参りはよく行なう。

○生活に工夫力、計画性が乏しく、経済面に於ても乱費の傾向が多く貯蓄の精神に乏しい。

○学問や教養をあまり尊ばない。

と云う様な特徴が上げられている。特に多比の生徒についてみると、生徒全体が平均化しており、飛抜けて活動的な者も居ないかわりに、又その逆に非常に悪い者も居ないと云う傾向がみられ、全体的に穏かである。云い換えれば、生徒の全部が画一化していて消極的であり行動力に乏しいと云う事が云えるであろう。更に青年層について考

えてみるならば、彼らは現在の漁業に於ても、現実の要請から、それを改良し発展させる様な数多くの考えや意見を持っているにもかゝらず、それを発表したり積極的に行動にうつす事はしようとしなない。これは現在の漁業が技術革新を行ないながらも、機械を使いこなすというよりは、今迄の経験に頼つてをり、結局経験の有る人に頼らざるを得ない状態から必然的に出て来るのであろうが、自分達の手で改革しようという行動力に乏しく、すぐれたりリーダーもなく、非常に消極的である。この事は、漁業面にのみ限らず、例えば、青年団の会合などで意見を持つていても、年長者又は同僚への気がねから、正しい意見と思ひながら発表しようとしなない。したがって青年団は幹部のみの考えによつて活動し、他の者はこれにたゞ従つて行く状態である等の点に見られる。これを更に壮年層についてみるならば、彼らは区の指導者の云う事に附和雷同し、これに無条件で従う、という様な形で現われている。意識面に於ても、又そこからでてくる行動面に於ても全般的に見て非常に消極的である。この様に多比全体を支配する停滞性はいかにして形成せられてきたものであろうか。その原因について次の様な事が考えられる。第一に多比は地理的に、背部は山で畑を作る平地がなく生計をたてゝいくだけの収穫物は得られない。従つて、生計の途は漁業に頼らねばならない事になる。多比の生産構造の中心である漁業はその形態に於て個々には出来ないもので、多数の人々の協力と激しい労働を要求するものである。漁業には漁期が有り、そしてその漁期の内でも氣候の良否によつて大きく影響される。その様な氣候条件に恵まれた時には、いっそう激しい労働をしいられる。こうした多数の人々が協力し、共同で行なう作業には厳しい規律が要求され、又激しい労働に耐えうるために強健な体力を養わねばならなかつた。漁業がこの様に各種の条件を要求し、又これに従事するためにはその要求に適應する人間を作らねばならないという必要性から、その労働力を組織的に育成する「若者組」の発生を見たのである。かつて青

年達は若者組に入ると同時に庁屋に合宿し、漁業が要求する数々の技術を体得し厳しい規律の下で修養した。これは漁業に於ては必要であった反面、青年達は若者組に入る事によって大きな規制力を受け或る形にはめられ、自己をみうしない画一化してしまつたのである。第二に考えられる事は歴史的な要因すなわち有力者が主体となつて網組を組織した。その網組に彼らは船や網などの漁具を持って参加し、その網組内では彼らの分家による一族的な共同体を形成し、現在に至る迄自分の属する網組から、理由いかんに拘らず絶対に他の網組の下へ転向する事の出来ない様な暗黙の法律が厳しく守られて来ている。この様な網組で仕事に従事する場合には、必然的に、資本主義的な面と又、共同体的な面との両面から強い規制力をたえず受けているのである。この二つの要因がからみ合い人々の行動を限定して来た。いゝかえれば、地理的条件に制約されて特殊な生産構造を発生させ、この生産構造の内には人為的な規制が大きく働き、そしてその生産構造から発生した各種の集団によって、たえず強い規制力を受け、この様に各方面から各種の規制力を受けた事が要因となつて無意識の中に循環をくり返し多比の区民に全般的にみられる停滞性が形成せられて来たものと考えられる。しかしこの様な停滞性を生み出した各種の規制力を、内部から順次打破しようとする動きがある。即ち、マスコミの発達、新教育制度の実施、又交通機関の発達等により急速に都市文化が侵透し、旧来からの不合理な面をより合理的にしなければならぬと考えさせられる事である。合理化しようとする一つの動きとして婦人会の若い層に於ては、結婚式が形式的になりすぎるのを廃し簡略化しようと考えており、又嫁と姑の関係も現在では姑の地位も絶対のものではなく次第に嫁の地位の向上がみられる。長男、次男の差別を無くそう、又は青年団が主催で行う祭りについても、次第に内容がともなわずたゞ単に形式的なものになりつゝある。この様な新しい動きと、さらに主要なことは、おゝいがたい社会的矛盾の存在と漁村

のもつ矛盾に目をむける青年がたちあらわれてきたことである。現在迄の多比を形造っていた各種の規制力を内部からゆり動かしている。更にこの様な内からの新しい動きがより大きくなった時に多比はより近代的な新しい多比になるであろう。そこで、その萌芽とみられるこの地域（旧静浦村）のうごきについて、次にふれよう。

第六章 結びにかえて

——漁業及び漁村の問題点——

多比については、第一章の概況に於て述べられており、更に、生産方法の歴史的な変遷、或いは、操業技術の発展については、第二章で資本主義的経営形態との関連の中からまとめられている。そして第三章は、階層構造を中心として、他の章、特に第四章の政治部門と深いつながりを持ちながら、部落内の勢力分野を明らかにしている。

これ等は、一面、日本の漁業の流れを示しているとも云えよう。

しかしながら、検討し尽くされ得なかつた問題が、幾つかのこされている。その中から、現在多比（或いは日本の漁村全通に般ずることかも知れない。）に於て当面している問題点を三つあげ、本調査の結びとす度い。

第一は、狩野川放水路開削に伴う漁業補償の問題。第二は、共同漁業権の問題。最後に、漁村の問題である。以上の三つの問題について、次に考察しようと思う。

I 狩野川放水路開削に伴う補償の問題

1、補償問題 伊豆地方は、過去幾度か台風による被害を蒙った。それは、昭和三十三年九月二十六日の狩野川

台風にもみられるように、未だに記憶に新しいものもある。

民家や、田畑に及ぼした被害は実に甚大なものであった。こうした伊豆半島の水害対策の一環として、狩野川に放水路を開削することによって、この一帯の水害を防止しようとする問題が起つたのは、昭和二十七年である。それは建設省に依つて、遂次開削計画が進められて来た。

しかし、この川口をどこに開くかと云うことに問題が残された。が、結局多比に隣接する口野部落が開削されることに決つた。

第25表 補償費内訳

	内 訳	補 償 額
補償内訳	漁業関係補償額	202,189,000円
	重寺定置網買取額	14,726,000〃
	餌料関係補償額	24,093,000〃
	加工関係補償額	7,633,000〃
	予備金	6,000,000〃
漁業関係内訳	去下漁協関係地区	22,241,000〃
	馬込漁協関係地区	12,131,000〃
	静浦第一漁協関係地区	78,854,000〃
	内浦漁協関係地区	74,810,000〃
	西浦漁協関係地区	14,153,000〃

別表 配分内訳

これは、地元口野周辺はもとより、静浦湾一帯の漁村にとっては、狩野川から流出する淡水が、漁業に多大な影響を与える。これに依つて、漁獲高が著るしく減少し、漁民の死活にかゝるとして漁民は強く反対して来たが、結局放水路の開削によって、被害をうける漁業地区に対して、国家補償を行うと云うことで問題は解決した。即ち、漁業転換資金として支給されると云うのが、この漁業補償である。では、この補償はどの様な形で行われたのだろうか。

2、補償金の配分と使途 政府はこの補償金を、二億五千四百六十七万七千円と決定した。(以下補償金額は沼津市役所農林水産課、及び漁業協同組合の資料による。)これ

について、県補償審査委員会は、昭和二十八年三月十三日その配分を別表の様に決定したのである。

しかし、この配分の重寺定置網の買収や、予備金は国の補助金のあり方としては、認められないものであると云うことから、重寺定置網の買収は、内浦漁業協同組合（以下漁業協同組合は漁協と呼ぶ）に繰入れ、予備金は静浦第一漁協に繰入れて申請したのである。

しかしながら、これと同時に決定された鉄構船二隻の建造、内浦湾遠洋漁業協同組合（以下遠協と呼ぶ）の設立、並びに運営に関して、一般漁民の疑惑の声が高まり、これが漁業補償に関する紛争となったのである。

3、紛争の実態 前項で触れたように、狩野川放水路開削によって被害をうける漁民に対して、支払われる筈であった補償金が、実は彼等の手に渡ることなく、一部の人の手によって、内浦遠協が設立され、静浦丸、富士浦丸の二隻の鉄構船が建造されたことが暴露されたことよって、この問題が表面化し、紛争の口火となったのである。

その口火をきったのは、静浦漁業協同組合民主化運動期成同志会（以下同志会と呼ぶ）であり、彼等は、昭和三十三年二月附の一般漁民に対する書面の中で、次の様に訴えている。

「遠協は百十人の組合員をもって組織し、登記してありますが、一人も現金支出した者はありません。交附金二億二千五百万円のうち五十五万円が出資金で、残りの二億二千四百四十五万円は預かり補償金と銘打って、権利者たる大衆漁師に一言のことわりもなく盗用して居りました。」しかし、一方遠協の業務概況の中では、「本組合は過去数十年間、内浦沿岸漁民が漁場と生活権擁護のため日夜心血を注いで反対して来た狩野川放水路が、遂に漁民に利あらずして当局の実施するところとなり、これがため漁民の転換資金として交付される補償金により建造されたマグロ専用船、富士浦丸の経営母体として二十九年八月発足、主要目的の事業実行に進みました。」とある。

この二つの書面を比較して考えた時、一般漁民がこの問題について無知であった、と云うよりもむしろ一部の人によって、完全に目隠しされていた状態であったと云えると思う。この真相は、この問題を機に結成された同志会によって明らかにされたのであるが、更に、昭和三十四年四月には同志会代表によって、国会へ陳情書が提出され、この問題は同年四月二十三日に開かれた第二十八国会、参議院農林水産委員会第三十七号に於て審議され、次いで六月六日に開かれた、同委員会継続審議第一号に於て、審議されたのである。

こゝで同志会がこの問題を明らかにしていなかった場合を考えてみた時、われわれは現在の高まりつゝある漁民一般の意識を想像することは出来ないのである。しかし、可成り明確になりつゝあるとは云いながらも、補償問題にもみられるように、漁村の社会構造の背後にある複雑な、数多い問題を説明することは非常に難しい。そして、この補償問題に於ける、「表に出て来ない人間関係」はこうした漁村には未だに根強く残っているようである。それは種々の関係書類によつても裏付けられるけれども、第三章、或いは第四章に指摘している点と、正に触れ合い、また密着するところがある。そこにこそ大きな問題が潜んでいるのではないだろうか。

そこで、われわれの調査地多比に目を移してみると、或る書類に次の様なことが書かれている。「遠協設立にあたり、口野・多比地区はこれに反対し、加入を拒否、補償金の現金受領を主張、更に補償審査委員会の配分を不足として再配分を要求するに至った。この問題は沼津市長・市議等が斡旋に入りその結果六百万円を口野・多比に追加配分することに決定、その源資として調整金を出すことになった。」

これに対してわれわれはどの様な解釈をしたらよいのだろうか。他の漁協、或いは地区が遠協に参加(参加することに依つて必ずしも漁業保障が出来るとは限らない)しているにも拘らず、多比・口野、しかも一番被害をうけ

るとも思われる地元が、何故にこれに反対したのであるうか、そこにわれわれの疑問がある。

この問題については、後で触れることにしたい。

結局多比、口野は遠協には参加せず、補償金の追加配分と云うことで問題は解決し、また前にも述べた遠協の不正使途の問題に対しては、県当局の斡旋によって最終補償金額が別表の様に決定した。

一応これで問題は解決したと云う形はとったが、これ丈で総て問題が解消された訳ではなく、反面この問題によって、新しい一面が芽生えたとも云えるだろう。

4 補償問題がのこしたもの 以上、補償問題の一つの流れをみて来た訳であるが、この問題を現地で詳しく把握することは難しかった。度々繰返すように、この問題は一つの政治的な動きとしても捉えることが出来る。しかし、現地の人はこの問題に触れると、非常に曖昧な解答しか与えず、満足な漁民の生の意見を得ることは出来なかった。

それは何を意味することなのだろうか、第四章、第五章でも指摘しているところである。彼等が物事に対して消極的であると云う一面は、こうした漁村の社会構造や支配的関係が如何に根強く維持されているかを物語っていると思う。この補償問題が表面化する発端となったのが同志会であることは前にも述べた通りであるが、事実補償金の配分方法をこゝまで改めうる事が出来たのも、一つに彼等の力に負うところが多かった。

第26表 各地区別補償配分額

志下漁協地区	27,434,200円
馬込漁協地区	14,647,120〃
静浦第一漁協地区	88,783,200〃
内浦漁協地区	82,713,200〃
西浦漁協地区	16,415,440〃
合計	230,020,360〃

別表 最終配分

彼等は師子浜の人たちであり、多比部落でこの同志会に参加している者はいないが、一般漁民の意識を高めるために払った彼等の努力は非常なものであり、現在の停滞している漁村の意識を高める大きな役割を果して来た。これも補償問題へに終らず、この様な勢力の抬頭は、これを機として次第に成長して来るだろう。漁民の中には補償金の使途(遠協へ)を知りながらも、何等抗すことの出来なかつた事実からも明らかであろう。

この紛争に直接関係を持たなかつた多比、口野に於ても、同志会の動きはいろいろな面で影響を及ぼして来ている。今後の漁村を考える時、この様な勢力が抬頭して来たこと、またその要因をぬきにして考えることは出来ない。第二章に述べられている様に、技術革新の面からも、また設立の遠協面からみても、一つの転機に立とうとしている時、大いに注目すべきであろう。

前にも触れた遠協は、資本主義的生産方法による株式組織であり、改組され新しく発足する遠協は今後益々伸張して行くものと思われる。

ところで、調査地多比は何故に遠協に参加せず、悪条件の漁場に固執するのだろうか。補償金の使途については、漁業者と加工業者の意見が必ずしも一致していた訳ではなかつた。しかし、一般にこの補償問題について、はつきりした意見を持たない者が多かつた事の方に、むしろ重点を置いて考える必要があると思う。

「補償金を分けた方が良いと思いませんか」の質問に対して、一七・一%が分けた方が良いと答え、一一・一%が分けない方が良いと答えている。そして残りの七一・七%が無回答なのである。分けた方が良いと答えたのは全体の二割にも満たなかつたとは云いながら、無回答の内容をみた時、必ずしもそれ丈で片づけられない問題があるように思う。

無回答の内容をみると、さまざまであるが、「個人に配分しなくても、網組のために使うのなら一緒だから、網組の設備等に使ってもらって良い」と云う意見と、「補償問題の内容をはっきり知らない」との意見が、相半していた。無回答の殆んどは漁業者が占めているが、この回答をみても判るように、共同体経営の規制力が未だに強く働きかけていること、ク、ミ、組織の圧力は依然として強いと云える。

「分配した方が良い」との回答は殆んど加工業の意見であり、彼等の意見の中に「實際漁のとれない海は埋めて、土地を誘致し、行き詰った漁村のきりかえを行う必要がある、その方に金を使った方が良い」と云うのがある。この内容は、現在の多比に於ては非常に意味のあるものゝようである。この様な結果からわれわれが、多比が遠協に参加しなかった原因を求めてみよう。

まず、多比の現在の網組織、または、今日に至る系列は、既に述べられて来ているが、そこに実は一つの問題があると云えよう。昔の東・西・南・北組が、現在の形に変わっては来たものゝ、また山熊組が出現したことによって、少しは共同体規制がゆるみ始めたことと云うことは出来るが、他の漁業地区と比較した場合、依然として、そこには同族的、共同体的規制が強く働いているのである。そして加工業者の勢力の抬頭があるとは云いながらも、他地区に比べると、それ程強力なものには至っていない。若し、こゝで多比が遠協に参加したならば、今迄持ち続けて来た同族的な漁業形態は次第に力を失い、ひいては山熊組の出現の如き問題が再び到来する可能性もあり、また加工業者の勢力はそれ以上の力を持つだろう。特に部落的規制の強い多比が、敢えて参加しなかった原因はこゝにもあったのである。しかし、今、加工業者の抬頭は未だ強力ではないとは云いながらも、この度の紛争に依って加工業者の勢力は決して小さくなかった。問題は別であるが、師子浜と江の浦の中間にある大久保鼻崎の台風被害復

旧工事にあたつてもみられるように、名儀を漁協施設と申請し、実質的には最初から加工業者の魚干場として使用されており、それ等の政治力を既に確立しているのである。これは一例ではあったが、顕著な現われだと思ふ。

この勢力は遠協の発足と同時に、今日の漁村の行く手を変えて行く大きな力となるのではなからうか。

共同体的経営が未だに強い多比に於ても、今度の補償問題が一部の人を動かされていることは、補償分配懇談会(三十一年十一月、三十二年二月)に出席した有志の顔ぶれからも裏けられる。補償金は現在漁協に保管されている。それを何に、どう使うのか一般漁民は知らない人が多い。全く、エライ人に任せ、そしてエライ人たちのすることには殆んど意見が出来ないのである。しかし、変化はおこりつゝある。

Ⅱ 共同漁業権の問題

昭和二十四年漁業法が公布されたが、新漁業法は、漁業権について次の様な種類を設けている。

- 1、法定置漁業権——従来の定置漁業のなかから小型定置を除き、水深二七米以上のもの。
- 2、区画漁業権——従来と同様。
- 3、共同漁業権——新しく創設したもので、一定の水面を共同に利用して営むものである。共同に利用して営むと云うのは、漁業協同組合が漁業権をもって漁場を管理し、組合員に平等に漁業を営ませることを意味しているのであって、従来の地元の海で行う入会権漁業にほかならないのである。

調査地多比に於て「共同漁業権が非常に不都合な面をもち、法を悪用して我々漁民を苦しめているものである」と云う意見が漁協の幹部から出て来たので、この問題がいかなるものか、こゝにとり上げたのである。

彼等が云う不都合とはどんなものなのだろうか、「実際には遠洋漁業に出ており、自分の漁場は殆んど使用してなくて、またその漁場を他の漁師が使用したとしても、大した生活の影響もない彼等が、漁場が犯されれば多額な金額を要求する（法をたてに）。水揚げの四割とは実にひどい」と関係者は喚びている。

また「吉原の様な工場地帯で全く漁業者がいない様なところでさえも立派な漁場を持ち、それを使用させることによって莫大な収益をあげているところもある。」と云っている。

これ等の漁場はいずれも、最も魚の多いところであると云うことも皮肉な話である。（第一図参照）

結局静浦地区のように生存競争の激しいところでは、決められた漁場でやっ行くことは出来ないのです、仕方なく高い金を払って実際には違法行為、仕事を確保していると云うのである。こゝで共同漁業権の性格を論ずることよりも、この法律を漁民はどう考えているのだろうか、この方に目を向ける必要があるかと思う。事実、漁協幹部、或いは網元等その支配者たちは、この問題について、可成り深刻に考えてはいるようであるが、一般漁民は殆んど無関心であり、この問題そのものを知らないのである。この問題に限らず、いずれの問題についても、こうした性格を現わすのであるが、共同漁業権の問題は経済的なもの丈でなく内部に於て、支配者たちと他の関係の問題（保償問題の紛争、遠協問題等の）を共同漁業権の問題にそらしていると言う一面があるのである。

多比に隣接する江の浦青年団との話合で彼等は、この問題について「政治的に動かさなければならぬと思うが、法に順応し漁協の幹部に任せている」と云った具合である。

この漁業権は確かに、漁村にとっては重大な問題であると思う。しかし、一つの法律、政治問題を通して、個人の利害関係に働こうとする危険性の方がむしろ重大な事実であると言えらる。この様に何でも幹部に一任と云う無関

心さは、都会に於ける、安保改定反対・核兵器持込反対・警職法反対等に対する無関心さとは非常に異った性格を持っており、漁業の生産形態が重要な要因となっているのではなからうか。漁協の一幹部が云うように「喧嘩には強いが、いざ公式な席での話し合い陳情になると、全く消極的で駄目だ」と云うことも、調査を行っているうちに次第に理解されて来た。これから共同漁業権がどう変わっていくか、それに対して漁民はどの様に働きかけるか、技術革新と共に、漁民の意識がどのように変わって行くか、今後に残された問題である。

Ⅲ 漁村の問題点

以上は我々が此度の調査にあたってまとめあげた結果である。

最後に調査にあたった調査員の「問題点」を夫々の分野ごとにまとめてこの稿を終えたい。

第二章・第一節で述べているように、協業を行ってきた多比部落の共同意識に対して、資本主義的生産方法の浸透はいかに進展するだろうか、漁業と云う特殊性から、これを問題としているが、同章第二節でも同じ点を指摘している。即ち、山熊組の出現に依って共同体的規制力が崩壊の過程にあり、部落規制と云う様なものは弱まって来たと同時に、資本家的経営の萌芽形態が存在した、と云っている。このことは第四章でも述べている様に共同経営と共同体的意識の強さが「村の利益の為」と云う名のもとに、部落民を動員することが出来る。といずれも共同体的規制力をあげている。そして更に第五章に於ても、漁民の社会的意識、或いは生活意識の停滞性をこの共同体的規制に求めている。

では多比の発展を阻止するものを総て共同体的規制力に向けて良いだろうか。確かに現在の多比、或いは現在に

至る迄の多比をみる場合、そこからスタートしなければならぬだろう。

しかし、第二章第二節で前にも述べているように、山熊組の出現は、多比に於ける資本主義的経営形態の萌芽とみて良いだろうか。同節では技術革新が共同体規制に変化を及ぼすだろうと云っている。事実それは重要な問題点である。第二章第三節で云う水産加工業者について、彼等は殆んどが本家であり、これは土地と資本を持っている彼等が、漁業より水産加工業に移行したのは、何等かの経済的理由がある。即ちこれは資本主義の浸透による階層分解から出たものと思われる。と同節は資本主義萌芽の要因を他の側面から求めているのである。

以上で判るように、多比に於ては共同体的経営形態は既に崩壊の過程にあり、新しい勢力の抬頭によって、生産方法も次第に変わりつゝあると云うことである。

前に放水路の補償問題に於いて、水産加工業者の抬頭が他の地区では顕著に現われていることをとりあげたが、最後まで共同体的形態をのこした多比が、今新しい段階に入ろうとしている。第二章第三節にあげた水産加工業者の性格は、この動きにうまく合つて進んでいる様である。

第四章はこうした問題をも合せて、政治的に関連づけている。選挙などいゝ現われであろう。

この調査で、個々の問題としては可成り多く取扱つて来たが、最も大きな問題はやはり共同体規制の崩壊と、資本主義的経営形態の萌芽であり、そして、多比ではそれほど強力ではないが、補償問題とからんでさらに別の新しい力の抬頭があり、この流れの中で種々の考察を試みた訳である。